

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人茨城県観光物産協会（以下「協会」という。）は、外国人観光客の県内宿泊滞在を促進させるため、インバウンド向けの朝型・夜型コンテンツの開発や事業の立ち上げに取り組む者に対し、この要綱の定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県内に活動拠点を持つ法人、団体及び個人事業主とする。ただし、団体にあつては、法人格の有無は問わないものとする。

2 前項に規定する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者から除くものとする。

- (1) 県税に滞納があるとき。
- (2) 政治活動及び宗教活動を行うことを目的とするとき。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、外国人観光客の県内宿泊滞在を促進させるために実施される朝・夜滞在型コンテンツの新規開発や情報発信及び既存の朝・夜滞在型コンテンツのブラッシュアップに係るものとする。

2 補助金の交付対象となる経費は、前項に掲げる事業に係る経費のうち、別表1に掲げるものとする。

(補助金額等)

第4条 補助金額は、補助対象者が実施した別表1に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に2分の1を乗じて得た額以内とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金額は、1事業につき500,000円を限度とし、予算の範囲内において決定する。

3 補助金の申請は、1事業につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付申請書（様式第1号）及び、事業計画書を協会に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 協会は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 協会は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、朝・夜滞在型コンテ

ンツ創出事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を，不交付を決定したときは，朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）をそれぞれ申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，補助事業の内容を変更しようとするときは，あらかじめ朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金変更申請書（様式第4号）及び，変更事業計画書を協会に提出し，その承認を受けなければならない。ただし，事業計画の細部の変更であって，補助金の額の増額を伴わない変更のときは，この限りでない。

（変更承認）

第8条 協会は，前条の申請書を受理したときは，内容を審査し，変更の交付の可否を決定するものとする。

2 協会は，前項の規定に基づき補助金の変更を決定したときは，朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）を，不交付を決定したときは，朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）をそれぞれ申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は，補助事業を中止し，又は廃止しようとするときは，朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金事業中止（廃止）報告書（様式第7号）を協会に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は，補助事業完了後，速やかに朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金実績報告書（様式第8号）に，次に掲げる書類を添えて協会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 領収証の写し
- (3) その他協会が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 協会は，前条の実績報告書を受理したときは，内容を審査するとともに，必要に応じ現地調査等を行い，適当と認めるときは，補助金額を確定し，朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金額確定通知書（様式第9号）により，補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は，前条の通知を受けたときは，朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金請求書（様式第10号）を協会に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 協会は，前条の請求書を受理したときは，速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 協会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協会が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 協会は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 協会は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月11日から適用し、公布の日から施行する。

補助対象経費について

補助対象経費

費 目	内 容
報 償 費	通訳などへの謝金等
消 耗 品 費	事業実施に必要な消耗品の購入費
印 刷 製 本 費	事業実施に必要なチラシ等
広 告 料	観光商品のメディア等への掲載に要する経費
委 託 料	事業実施に必要な外部委託に要する経費 (デザイン制作、ホームページ制作、パンフレット制作、車両借り上げ料等)
使 用 料 賃 借 料	プロモーションのためのイベント出展に要する会場使用料、器具のレンタル料等
そ の 他	その他協会が必要と認める経費

(備考) 補助対象とならない経費

- ・ 補助事業者の事務所等の維持管理に係る経費
- ・ 補助事業者の構成員に対する人件費、謝礼
- ・ 他の事業を行っている場合、当該補助事業と区別することが困難な共通経費
- ・ 領収書等により補助事業者が支払ったことが明確に確認できない経費
- ・ 交際費、慶弔費、飲食費、その他社会通念上補助することが適当でない経費
- ・ その他補助事業に直接関連していない経費

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（一社）茨城県観光物産協会 殿

住 所

名 称

代表者名

印

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付申請書

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金の交付を受けたいので、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業名	
補助対象経費	円

※添付書類 (1)事業計画書

(第5条関係)

事業計画書

事業名		
申請者名		
代表者名		
代表者住所	〒	
担当者	氏名:	E-Mail:
	TEL:	FAX:
事業目的		
事業内容		
ターゲット	(年齢層、国・圏域等)	
情報発信の方法	(開発した商品の広報・PR方法等)	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
成果目標		

(単位：円)

科 目	予算額	補助事業内容
合計		

〇〇〇〇〇〇殿

(一社)茨城県観光物産協会

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金の申請について下記のとおり決定したので、通知します。

事業名	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円

※なお、この通知書は申請者が適正に業務を完了した場合に補助金が交付されることをお知らせするものです。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

〇〇〇〇〇〇殿

(一社)茨城県観光物産協会

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金の申請について下記により不交付とする。

事業名	
不交付決定理由	

（一社）茨城県観光物産協会 殿

住 所

名 称

代表者名

印

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた下記事業計画を変更したいので、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付要綱第7条1項の規定により、次の通り関係書類を添えて申請します。

	変更前	変更後
事業名		
補助対象経費	円	円
変更の理由		
事業概要		

※添付書類 (1)変更事業計画書

(第7条関係)

変更事業計画書

事業名		
申請者名		
代表者名		
代表者住所	〒	
担当者	氏名:	E-Mail:
	TEL:	FAX:
事業目的		
事業内容		
ターゲット	(年齢層、国・圏域等)	
情報発信の方法	(開発した商品の広報・PR方法等)	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
成果目標		

(単位：円)

科 目	予算額	補助事業内容
合計		

年 月 日

〇〇〇〇〇〇殿

(一社)茨城県観光物産協会

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました，朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金の変更申請について下記のとおり決定したので，通知します。

事業名	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円

※なお，この通知書は申請者が適正に業務を完了した場合に補助金が交付されることをお知らせするものです。

年 月 日

〇〇〇〇〇〇殿

(一社)茨城県観光物産協会

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました，朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金の変更申請
について下記により不交付とする。

事業名	
不交付決定理由	

年 月 日

（一社）茨城県観光物産協会 殿

住 所
名 称
代表者名

印

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金事業中止（廃止）報告書

年 月 日付けで交付決定のあった標記補助事業を中止又は廃止したので、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

事 業 名	
補助金交付決定額	円
※補助事業の中止又は廃止理由	

(一社)茨城県観光物産協会

住 所

名 称

代表者名

印

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のありました、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金について、下記の事業が完了したので報告いたします。

事 業 名	
補 助 対 象 経 費	円
補助金交付 決 定 額	円
実 績 額	円

※添付書類 (1)事業報告書（外国人参加者数がわかる資料） (2)領収書の写し

(10 条関係)

事業報告書

事業名	
事業内容	
ターゲット	(年齢層、国・圏域等)
情報発信の方法	(開発した商品の広報・PR方法等)
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業成果	

(単位：円)

	科 目	予 算 額	補 助 事 業 内 容
補助対象経費			
合 計			

〇〇〇〇〇〇殿

(一社)茨城県観光物産協会

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金の申請について下記のとおり補助金額を確定したので、通知します。

補助金交付 決 定 額		円
実 績 額		円
補助金交付 額 確 定		円

（一社）茨城県観光物産協会 殿

住 所
名 称
代表者名

㊟

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金請求書

年 月 日付で、額の確定通知のあった標記補助金について、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付要綱第12条により、下記のとおり請求します。

記

金額		拾	万	千	百	拾	円
	¥						

補助金は、下記口座に振り込んで下さい。

金融機関名	
支店（所）名	
口座種別	1. 普通 ・ 2. 当座 ・ 3. その他
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※口座名義は、請求者（補助事業者）と同一でなければなりません。

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

年 月 日

〇〇〇〇〇〇殿

(一社)茨城県観光物産協会

朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定をした、朝・夜滞在型コンテンツ創出事業補助金について下記により交付決定を取消とする。

事業名	
交付決定額	円
取消の理由	